

泉崎村

男女共同参画基本計画

(平成30年度～平成39年度)

泉崎村

は じ め に

本村では、平成26年3月に「心豊かで元気あふれる村づくり」を目標とし、「第5次泉崎村総合振興計画」を策定し、住民との協働による村づくりを進めるため、地域の特色を生かしながらさまざまな取組を進めております。

近年、少子高齢化に伴う人口減少の加速化や長引く不況による経済の低迷、急速に変化する社会・経済情勢に的確に対応していくためには、地域の活力を高め性別に関わりなく、男女が互いに人権を尊重し合い、対等なパートナーとしてその個性や能力を発揮できる社会の実現が不可欠となっております。

しかしながら、男女の固定的な役割分担に対する考え方方が未だに存在しており、男女共同参画社会の実現のためにはまだ、多くの課題が残されております。

泉崎村においてもこれらの状況を踏まえ、家庭、地域、職場、学校など地域社会における男女の対等な関係を構築するための指針として「泉崎村男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今後は、村民の皆様と行政が一体となって、男女共同参画の推進に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成30年5月

泉崎村長 久保木正大

〈目 次〉

1 計画策定にあたって	1
(1) 計画策定の必要性	1
(2) 策定の背景	1～2
(3) 基本理念	3
(4) 計画の位置づけ	4
(5) 計画期間	5
2 泉崎村の現状	6
(1) 人口と少子高齢化	6～7
(2) 出生の状況	8
(3) 女性の就労状況	9～10
3 計画の体系	11
4 計画の推進体制	12
(1) 庁内推進体制の整備	12
(2) 住民・団体等との連携	12
5 行動計画	13
基本方針1 男女平等意識の推進	13
第1 男女共同参画に向けた理解の推進	13
第2 男女共同参画に向けた啓発活動の推進	14
第3 人権を尊重した男女共同参画の実現	15
基本方針2 男女が共に力を發揮できる社会づくりの推進	16
第1 地域活動における男女共同参画の推進	16
第2 男女が共に働きやすい環境の整備	17
第3 さまざまな分野における男女共同参画の推進	18
基本方針3 男女が共に築く家庭・地域づくりの推進	19
第1 すべての人の心と体の健康づくり	19
第2 配偶者からの暴力、女性や子どもへの暴力防止に向けた体制づくり	20
第3 女性、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	21

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の必要性

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し合い、性別差別を受けることなくその個性と能力を十分に發揮できる社会を言います。国においては、平成11年に「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の実現に向け「男女共同参画社会基本法」が制定され、さまざまな取組が行われてきました。

しかし、これらの取組を経ても、意識や社会慣習の上で男女の固定的な役割分担に対する考え方方が強く残っています。就労や政策決定の場、さらに家庭内においても男女平等が実現しているとは言えず、その個性や能力を十分に発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。男女共同参画社会の実現を図るために職場、地域社会、家庭内においても対等な人間関係の構築が必要です。

泉崎村においても、男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会を基本に、家庭・地域・事業所などが協力、連携を図りながら男女一人ひとりが自立し、対等な立場で自分らしい生き方ができる社会を目指すことが必要なことから、「泉崎村男女共同参画基本計画」を策定します。

(2) 策定の背景

① 国における動向

国においては、昭和50年の「国際婦人年」を契機とした国際的な動きの中で、わが国でも男女平等に関する法律や制度化が進展しております。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、社会情勢の現状認識や基本法策定後の評価、反省を踏まえ、平成17年に第2次計画、平成22年に第3次計画、平成27年には第4次計画が策定されました。

「第4次男女共同参画基本計画」においては、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、などの視点を改めて強調し、男性の働き方・暮らし方の見直しやポジティブ・アクション（積極的改善措置）をはじめとするさまざまな取組を進めています。

近年、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、特に、指導的地位への女性の参画促進に向けては、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における

活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定されました。

② 福島県における動向

平成6年に「ふくしま新世紀女性プラン」を策定し、平成13年1月には、本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターが開設されました。また、本県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、平成13年3月に「ふくしま男女共同参画プラン」が策定され、翌14年3月には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」が制定されました。さらに同年6月に「福島県男女共同参画審議会」が設置され、男女共生センターに男女共同参画推進員が配置されました。また、「ふくしま男女共同参画プラン」は、社会経済環境等に対応するために、新しい施策展開が必要であるとし平成18年、平成22年にそれぞれ改定が行われました。

平成25年3月には、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による災害の教訓を踏まえ、復興・防災における男女共同参画の推進が必要であるとして、また、平成29年3月には、「ふくしま創生総合戦略」や国の「第4次男女共同参画基本計画」、「働き方改革実行計画」の策定などの社会情勢の変化を踏まえ、本県の復興と地方創生を成し遂げるためには、女性の活躍推進と働き方改革の推進が必要であることから「ふくしま男女共同参画プラン」の改定が行われ、更なる女性の活躍推進を図ることとされました。

③ 泉崎村における動向

男女共同参画社会基本法第14条第3項では、市町村についても市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることが求められていますが、これまで泉崎村では、婦人団体連絡協議会など女性団体の活動が行われていましたが、男女共同参画計画の策定には至りませんでした。しかし、人口減少社会に突入したなかで、泉崎村の人口も減少傾向にあり、2020年に6,160人程度、2040年には4,630人程度、さらに2060年には3,110人程度と人口が大きく減少していくことが見込まれています。また村の2015年時点の総人口における年少人口が13%程度に対して高齢化率は27%程度となっている状況です。このような状況のなか、泉崎村の活力を担ってきた高齢世代を支えるため、またそれらの支えとなる若年世代にとって住みよい地域にしなくてはなりません。そのためには、男女共同参画社会の実現は不可欠と捉え、就

業環境の整備や子育て支援の充実を図り、また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進する必要があることから、本計画を策定するものであります。

(3) 基本理念

国では、「男女共同参画社会基本法」で、次の5つの基本理念を掲げています。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の
人間として能力を発揮できる機会を確保する

② 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会
の制度や慣行を考える

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に
参画できる機会を確保する

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族と
しての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようとする

⑤ 国際協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切であり、他の
国々や国際機関と相互に協力して取り組む

本計画では、当該「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念及び上位計画に基づき、男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会を基本に、家庭・地域・事業所などが協力・連携を図りながら、男女一人ひとりが自立し、対等な立場で自分らしい生き方ができる社会を目指して、次の基本理念を設定します。

基本理念：「男女が互いに協力し、支えあうむらづくり」

(4) 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国の男女共同参画基本計画及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ「泉崎村総合振興計画」及び「泉崎村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画の視点によって施策を推進していくための計画です。

また、この計画は、平成28年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく、本村における推進計画を含みます。

【泉崎村男女共同参画社会の形成】

(国) 男女共同参画基本計画

泉崎村総合振興計画

(県) ふくしま男女共同参画プラン

泉崎村まち・ひと・しごと・総合戦略



泉崎村男女共同参画基本計画

(5) 計画期間

この計画は、平成30年度から平成39年度までの10年間とし、社会情勢の変化や計画の変化、住民ニーズの変化に応じて見直しを行うものとします。

【男女共同参画社会基本法】

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域における総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 泉崎村の現状

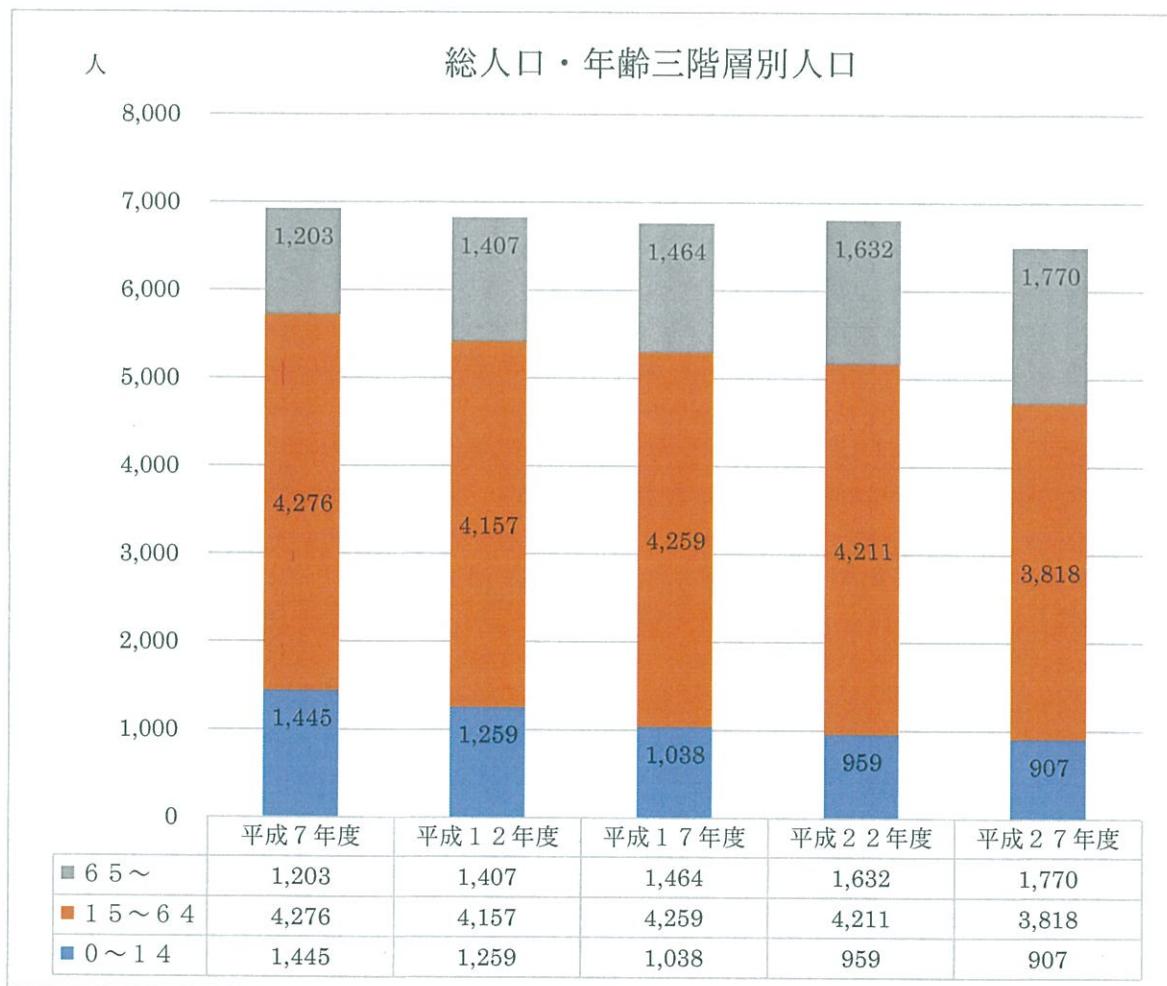
(1) 人口と少子高齢化

泉崎村の人口は、平成29年3月末現在6,576人で、前年と比べると96人、1.5%減少しています。

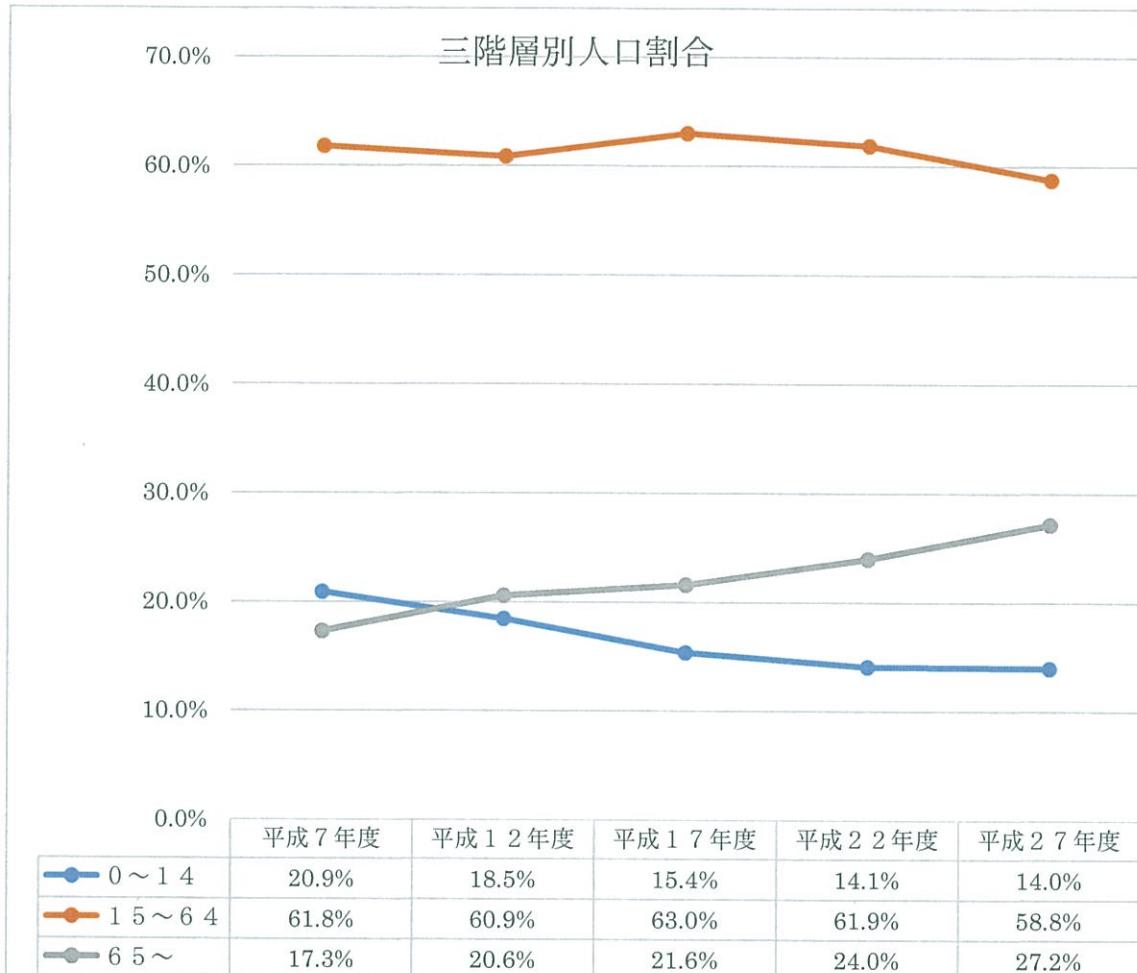
年齢別に見ると15歳以下の年少人口867人(13.18%)、16歳から64歳までの生産年齢人口3,898人(59.28%)、65歳以上老人人口1,811人(27.54%)と少子高齢化が進行しています。今後もこの傾向は続くものと思われます。

■ 総人口・年齢三階層別人口（国勢調査データより）

(各年度末現在・単位：人)



(各年度末現在・単位：%)

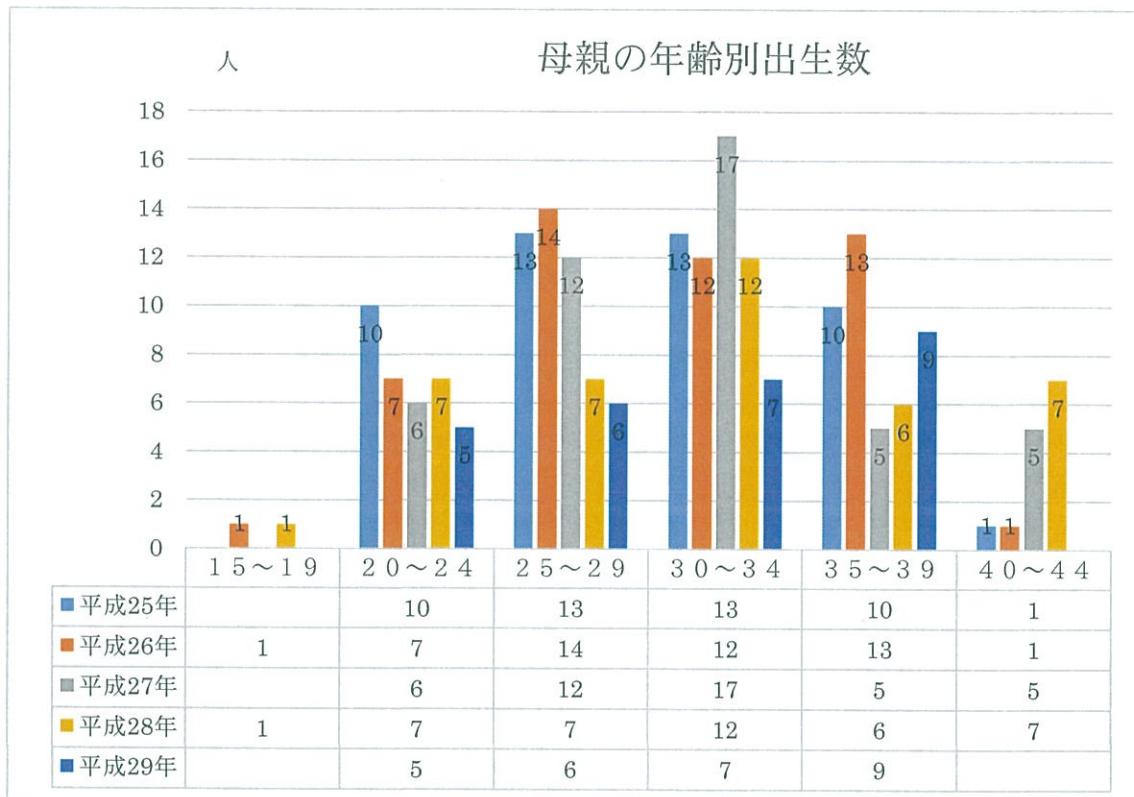


(2) 出生の状況

泉崎村の出生数の推移を見ると平成26年の48人をピークに減少傾向にあり、平成29年には27人となっています。また、母親の年齢別出産割合は、30～34歳の割合が多く、晩婚化、出生年齢の高齢化が伺えます。

■ 母親の年齢別出生数（住民基本台帳）

（各年度末現在・単位：人）

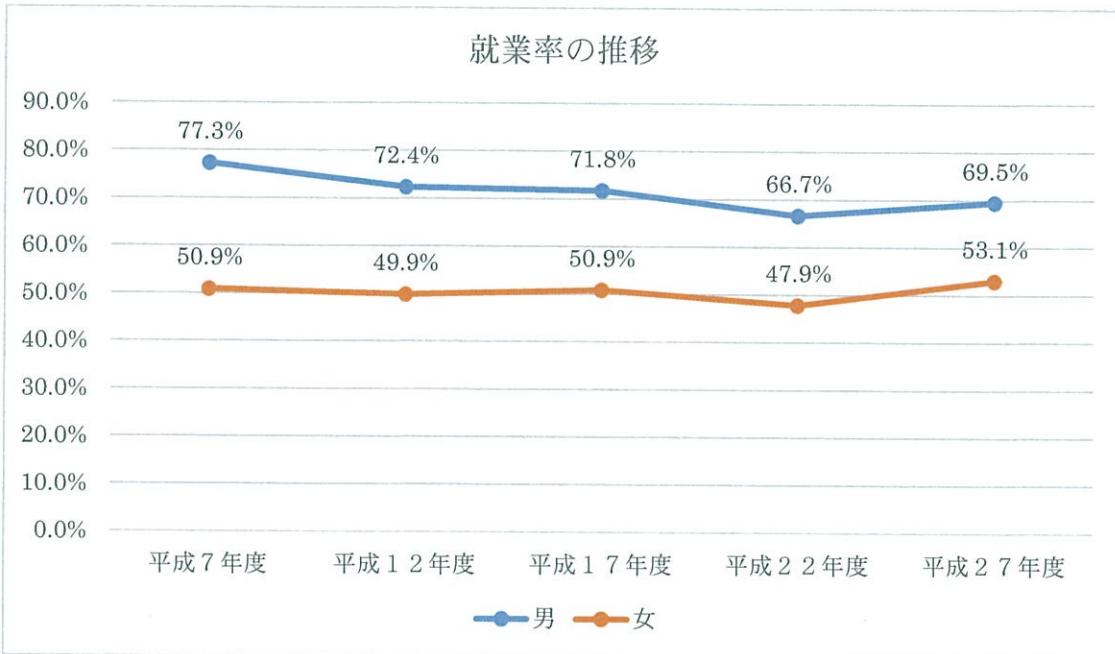


(3) 女性の就労状況

国勢調査から男性・女性それぞれの就業率を見ると、平成 7 年度から平成 22 年度にかけては、男性は減少傾向にあるものの女性はほぼ横ばいとなっています。また、平成 22 年度から平成 27 年度にかけては男性女性共に増加の傾向にあります。

■ 就業率の推移（国勢調査）

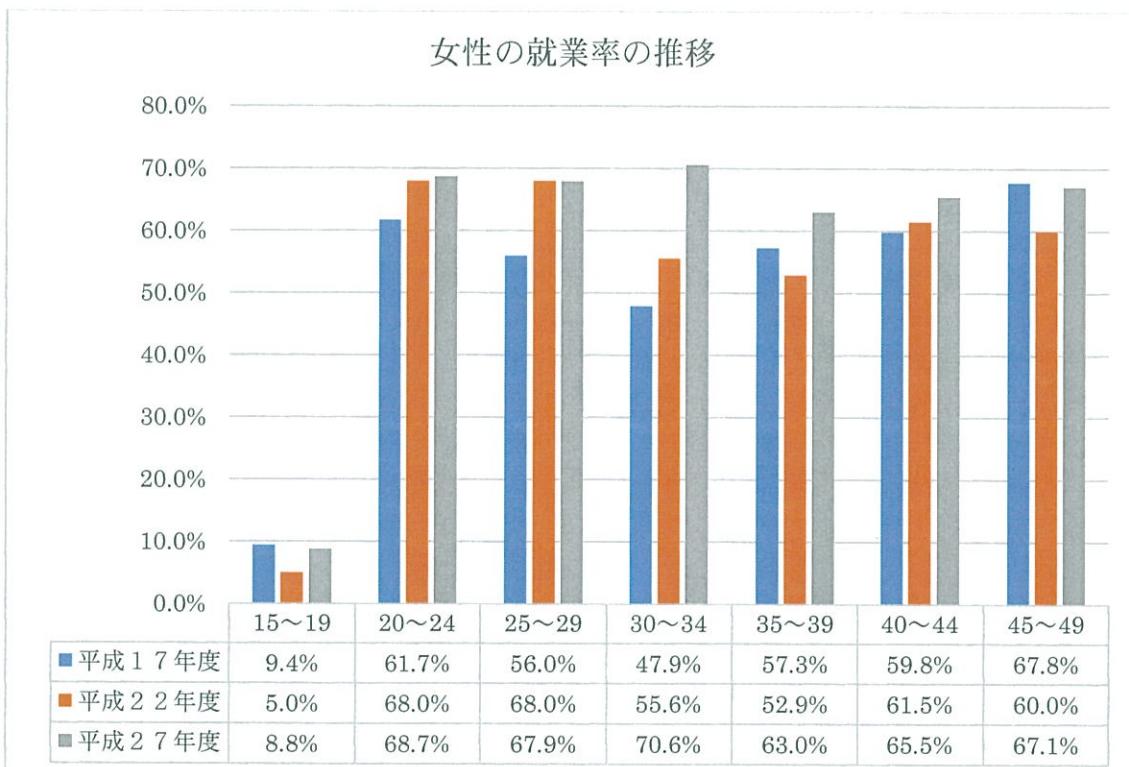
（各年度末現在・単位：%）



20～49歳の平成27年度の就業率を見ると、30～34歳がトップ（70.6%）で次いで20～24歳で（68.7%）となっています。女性の就業率は、一般的に学校卒業後年代で上昇し、その後、結婚、出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くといわれています。

泉崎村も国の動向と似た状況にありますが、近年はM字のカーブが緩やかになってきている傾向が見受けられます。

■ 女性の就業率の推移（再生産年齢（15～49歳）／国勢調査）



3 計画の体系

泉崎村では、1の（3）で述べた基本理念を達成するため、3つの基本方針とそれぞれの基本的施策を掲げ、男女共同参画社会の実現に努めます。

基本理念	基本方針	基本的施策
男女が互いに協力し、支えあうむらづくり	男女平等意識の推進	1 男女共同参画に向けた理解の推進
		2 男女共同参画に向けた啓発活動の推進
		3 人権を尊重した男女共同参画の実現
	男女が共に力を發揮できる社会づくりの推進	1 地域活動における男女共同参画の推進
		2 男女が共に働きやすい環境の整備
		3 さまざまな分野における男女共同参画の推進
	男女が共に築く家庭・地域づくりの推進	1 すべての人の心と体の健康づくり
		2 配偶者等からの暴力、女性や子どもへの暴力防止に向けた体制づくり
		3 女性、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

4 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の整備

計画の推進にあたって、泉崎村役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めると共に、全庁的かつ総合的に取組を実施します。

(2) 住民・団体等との連携

男女共同参画基本計画における各種施策を、総合的かつ効果的に進めていくためには、地域住民や各種団体などとの協働のもと連携して取り組む必要があります。

地域住民の意見や提言等を施策などに反映させるため、各種会議、座談会の開催、住民をはじめ企業・地域団体等の各種団体、行政関係機関などと連携・協働して本村の男女共同参画のまちづくりを推進します。

5 行動計画

<基本方針1> 男女平等意識の推進

第1 男女共同参画に向けた理解の推進

現状・課題と施策の方向

- 男女共同参画社会を推進し、男女共同参画とは何か、どのような考え方なのか、そしてどのような具体的な内容をもつものなのかななど、さまざまな方法により、最新の情報を使って、最新の情報を広く共有する必要があります。
- 学校、家庭、地域や団体等において、あらゆる場や機会を通じて、村民の男女平等参画教育の推進に努めます。

基本的施策	取組項目	取組内容
・男女共同参画に向けた理解の推進	①男女共同参画に関する研修会、講演会や学習会の開催 ②人権尊重意識に基づいた学校教育の推進	・男女共同参画に対する意識を高めるため、男女共同参画について考える場や学習する場の提供

第2 男女共同参画に向けた啓発活動の推進

現状・課題と施策の方向

- 就労や政策決定の場、さらには家庭内においても男女平等が実現しているとは言えず、その個性や能力を十分發揮するためには、多くの課題が残されているのが現状です。
- 男女共同参画についての正しい理解の促進を図るため、各種広報媒体を活用し、啓発活動の推進に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・男女共同参画に向けた啓発活動の推進	①「広報いづみざき」や村ホームページによる啓発 ②国や福島県が発行する男女共同参画に関する情報の提供 ③男女共同参画に関する図書等の充実	・広く村民の理解を深めるため、わかりやすい広報誌の発行やリーフレット等による啓発活動を実施 ・男女共同参画に関する冊子や資料などを活用した啓発活動を実施 ・関係機関で実施される男女共同参画に関するイベントや相談事業等の周知・啓発の実施

第3 人権を尊重した男女共同参画の実現

現状・課題と施策の方向

- 男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわりなく誰もが人権を尊重され、社会のあらゆる分野における活動に参画できることが必要です。
- 男女の人権や性の尊重についての理念の浸透を進め、各世代において人権に関する教育の充実や、意識の醸成に努めます。

基本的施策	取組項目	取組内容
・人権を尊重した男女共同参画の実現	①関係機関と連携した人権を守るための相談体制の充実 ②人権尊重意識に基づいた学校教育の推進 ③性差をはじめとした差別的な表現に対する掲載の配慮	・人権擁護委員や学校等と連携し、人権教育の推進及び人権問題に対する意識の啓発の実施 ・村が発行する印刷物での性差をはじめとした差別的な表現への配慮

＜基本方針 2＞ 男女が共に力を発揮できる社会づくりの推進

第1 地域活動における男女共同参画の推進

現状・課題と施策の方向

- 地域活動（PTA活動や子ども会活動等）への参加状況は、男性より女性の方が多く参加している状況にあります。しかし、自治会長やPTA会長などにみられるように、地域における意思決定の場への女性の参画率は少ないのが現状となっています。
- 地域活動の場において、あらゆる立場の方がまちづくりに関わることができる環境整備に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・地域における男女共同参画の推進	①地域活動の役職などにおける女性登用の促進 ②地域活動における男性の参画促進	・政策決定の場をはじめとした社会参画につなげていくため、最も身近な社会参加の場である地域活動において、女性の参画を推進 ・自治会などの地域活動の場において、男女が共に等しく参画できる環境を整え、地域活動における女性のスキルアップを支援 ・女性が中心となっているPTA活動等の地域活動における男性参画の促進

第2 男女が共に働きやすい環境の整備

現状・課題と施策の方向

- わが国においては、男性は仕事、女性は家庭を守るといった固定的な役割分担意識が根強く残っており、性別に関わりなく就労の場に進出し活躍できる機会が必要です。
- 男女が共に仕事、家事、育児、介護の両立を図り、より豊かな生活を送るため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の意識啓発を推進します。

基本的施策	取組項目	取組内容
・男女が共に働きやすい環境の整備	①職場における仕事と家庭の両立支援の促進 ②男性優位の待遇の改善 ③地域の事業者との連携と啓発 ④多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 ⑤女性の多様な働き方への支援	・子育てと介護を女性だけではなく、男性への理解を促進し、女性が働き続けることができるよう、育児・介護休暇制度をはじめとした支援制度の充実に向けた啓発活動の実施 ・男女とも能力に応じた働きやすい職場環境をめざし、職場における男性優遇の現状の改善 ・村内の事業所に対して、就業の場における男女共同参画の啓発活動及び雇用に関する法令・制度の周知 ・多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、一時保育、学童保育をはじめとする保育サービスの実施 ・女性の就業や能力向上に関する情報提供及び研修機会の拡大

第3　さまざまな分野における男女共同参画の推進

現状・課題と施策の方向

- 男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが活動の場を広げ、あらゆる分野に多様な考え方を取り入れることが必要とされております。
- 活動あるまちづくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、その考え方や意見を、方針・施策決定過程などに生かし、男女の意見がともに反映されバランスのとれた施策を当然にできるよう、あらゆる分野へ、女性が参画しやすい環境を整えることが必要です。
- まちづくり方針決定の過程における女性の参画を推進し、政策・方針決定過程における男女の構成比の適正化に努めます。

基本的施策	取組項目	取組内容
・さまざまな分野における男女共同参画の推進	①村の審議会等委員への女性の登用促進 ②村、事業所の管理職などへの登用促進 ③職業生活と家庭・地域生活の両立支援 ④農林業・商工観光業における男女共同参画の推進 ⑤男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	・各種審議会等の委員への女性委員の積極的な登用を推進 ・女性職員が専門知識を身に付け、能力を十分に発揮できる人材の育成 ・就業における男女の均等な機会と待遇の確保の推進 ・女性の政策方針決定過程への参加拡大や就業環境を改善するなど、男女が共に地域の活性化や農林業・商工観光業の振興に参画できるよう支援 ・防災、地域おこし、まちづくり、観光などあらゆる分野において男女共同参画を推進し、多様な視点を生かした活力ある地域づくりの推進

＜基本方針3＞ 男女が共に築く家庭・地域づくりの推進

第1 すべての人の心と体の健康づくり

現状・課題と施策の方向

- 高齢化が進む中において、生涯を通じて明るく楽しく過ごしていくためには、健康の維持増進は重要なことです。歳を重ねても介護が必要にならないような健康の維持を図り、介護予防も含めた健康づくりができる環境整備が必要となります。
- また、女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進します。

基本的施策	取組項目	取組内容
・すべての人の心と体の健康づくり	①母子保護の向上と母子保健の充実 ②思春期教育の推進 ③健康づくりの推進 ④介護支援体制の充実	・安心して子どもを生み育てることができるよう、母性保護の向上と母子保健の充実 ・子どもたちが、エイズや性感染症、妊娠中絶など男女の性に関する正しい知識と理解を身に付けるため適切な性教育を推進 ・住民一人ひとりが自分の健康に対する意識を高めるため、健康に関する情報提供や、話し合いの場を設けるなど、様々な形での心身の健康に対する普及・啓発活動の実施 ・介護保険サービスに関する情報提供と相談体制の充実 ・介護休暇の取得の促進

第2 配偶者等からの暴力、女性や子どもへの暴力防止に向けた体制づくり

現状・課題と施策の方向

- 女性や子どもに対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するうえで克服しなければならない課題となっております。
- セクシュアル・ハラスメントや、ドメスティック・バイオレンス（DV）など、人権侵害に対して速やかに対処できる相談体制の充実に努めます。

基本的施策	取組項目	取組内容
・配偶者等からの暴力、女性や子どもへの暴力防止に向けた体制づくり	①各種関係機関との連携強化によるDV被害の早期発見・対応 ②DV未然防止のための啓発活動・情報提供 ③セクシャル・ハラスメント防止対策の徹底 ④男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	・暴力の根絶に向けて、広報・啓発活動及び相談体制の充実 ・被害者の保護、早期発見、情報収集を図り、警察、医療機関、民生委員など関係機関と連携を強化 ・セクシャル・ハラスメント防止に関する指針を定め、府内に相談窓口を設け、対策を徹底 ・男女共同参画を阻害するあらゆる暴力、特に女性に対する暴力を根絶するため、法制度に基づいた厳正、かつ、適正な対処を行い、暴力の形態に応じた取り組みを進め、被害者の人権に配慮した取り組みの推進

第3 女性、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

現状・課題と施策の方向

- 障がい者やひとり親世帯、高齢者など、社会情勢の変化に伴い、様々な困難を抱えている人たちが増加しており、男女共同参画社会をめざしていくためには、男女間の差や、障がいがあることなどで困難な状況に置かれている人々が自立し、安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。
- 男女共同参画の視点に立ち、住民それぞれが互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいまちづくりに努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・女性、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	①障がい者の自立した生活に対する支援 ②高齢者の自立した生活に対する支援 ③ひとり親世帯の自立した生活に対する支援 ④高齢者の地域活動への参画支援	・障がい者やその家族が安心して地域で暮らし続けていくため、公共施設等のバリアフリー化など、障がい者が自立した生活が送れるよう各種支援の実施 ・障がい児の早期療養に向け、関係機関が一体となった総合的な支援体制の構築 ・高齢者が住みなれた地域で、これからも安心して生活できるよう、介護予防や高齢者の生きがいづくりの支援を実施 ・ひとり親世帯の生活安定のため、精神的安定と経済的な自立を促進する支援を実施 ・退職後も地域社会に貢献し、生きがいを持てるよう就労機会の提供を促進